

も、学校の看護師の大きな役割となります。

訪問看護師・派遣看護師により学校での「医療的ケア」を実施する方式は、現実化しやすい方法であり、充分に生かされていくべきです。しかし、上に述べたような学校における看護師の望ましい役割や在り方から見て、訪問看護師・派遣看護師による対応のみで問題の解決を図るだけでは不充分であると考えます。「医療的ケア」を要する児童・生徒が多数通学する学校では、そのケアの全て、とくに随時性を必要とするケアをも訪問看護師・派遣看護師によって全て実施するためにには多数の看護師を必要とするという現実的問題もあります。

## 5. 実績を尊重し、現状に即した対応を

以上述べてきましたように、学校における「医療的ケア」は、学校に常在の看護師、訪問看護師・派遣看護師とともに一般教職員も実施者として想定しながら、そのケアの内容や、それぞれの児童・生徒の状態、それぞれの学校や地域の状況に応じて、医師の指導管理のもとで、個々の児童・生徒への実際の実施者が決められていくべきであり、そのための多様な対応策が整備されていくべきであると考えます。

その中で、一般教職員による多数の実施が安全に行われ教育的意義も認識されてきているという実績、および看護師資格のある者のみによる実施では現状には対応しきれないという現実を踏まえ、一定範囲内での「医療的ケア」の一般教職員による実施が認められていくことが必要です。

「医療行為であるので、一般教職員は実施できない」という従来型の判断ではなく、現実を直視し実績を尊重した柔軟な対応が、行政や関係者によって進められていくべきであると考えます。これは、現行法のもとでも可能であると考えます。

技術的発展と対象者の急速な増加の中で、在宅医療は家族への依存と家族の過剰負担を前提とせざるを得ない中で進められてきました。医療費抑制政策の中で、本人や家族のためというより、病院・施設運営の都合から重度重症の児童生徒を在宅に返させざるを得ないケースを、私たちは医師として多く経験しています。在宅医療を支える人的な受け皿は極めて不充分です。家族の過剰負担なしには、在宅医療が維持できない場合が多いのです。訪問看護制度での支援は時間的にきわめて

限られています。家族と看護師だけでは、対応しきれないのです。家族による「医療的ケア」は安易に認めてそれに依存し家族の過剰負担を前提としながら、一方で、家族の周辺の人々によって行われるケアは公的には認められないという施策は、現実を踏まえた施策へと転換される必要があります。

しかし、家族や看護師以外の人により「医療的ケア」が行われることの弊害はあります。経管栄養が医療・福祉サービスの手抜きのために無原則的におこなわれ、高齢者や障害児者の食べる権利が踏みにじられる恐れはあります。さらに、研修や指導・管理が不充分であれば注入や吸引等に伴う事故もあり得ます。このような弊害が生ずる可能性を抑えながら、安全に確実に適切に「医療的ケア」が行われるようにしていく必要があります。

既に行われている学校での一般教職員による「医療的ケア」の実施においては、家族からの明確な委託のもとに、主治医や指導医などの医師による指導・管理、教職員の研修、妥当と判断される範囲内への「医療的ケア」の限定、その児童生徒について研修を受けた教職員のみによるその生徒のみへの実施、マニュアルに基づく手順の個別確認と実施、毎回の実施における複数のスタッフによるポイントの確認、諸問題や手順についての学校内委員会による確認と管理など、安全に確実に実施されるための要件を満たしながら、実施が進められています。このように条件を整えながら限定された範囲で行われている一般教職員によるケアの実施の在り方は認めた上で、看護師がその知識と技術を発揮して教職員と連携しながら前に述べたような役割を担っていくという体制が、学校教育においては望ましいと考えます。

以上、日本小児神経学会としての見解と提言を述べて参りました。障害のある子どものいのちの輝き（QOL）と家族の QOL 向上に向けて、この問題についても学会として最大限の支援を努めていく所存です。関係する方々には、意をお汲み取りいただきまして、重ねてご検討くださいますよう、願うものであります。

## 要 望 書

文部科学大臣 遠山 敦子 殿

経管栄養注入・痰の吸引などの「医療的ケア」を要する障害児が学校教育の場において増加しています。日本小児神経学会は、この状況への対応について、別紙のように「見解と提言」をまとめました。

学校において「医療的ケア」を家族以外のスタッフが実施できる体制を整えていくことが、教育・福祉・医療のそれぞれの面から必要とされています。重度重症の児童・生徒の健康管理を養護教諭・一般教職員と連携して行いながら「医療的ケア」を実施していくスタッフとして、看護師の学校への配置・派遣が推進されていく必要があります。それとともに、全国各地で一般教職員が一定条件下での「医療的ケア」を学校で安全に実施しその教育的・福祉的・医療的意義が認められてきたという実績と、看護師のみによる実施では充分に対応しきれないという現実を踏まえて、医師の管理・指導のもとに一般教職員が一定条件下で看護師と連携して「医療的ケア」を実施することが認められる必要があると考えます。

重度障害の子どもたちとその家族の、生活の安定や充実と医療・福祉・教育の向上のために、現実を直視し実績を尊重し将来を総体的に見据えた施策が求められていると存じます。本学会の見解と提言を御検討いただき、学校の一般教職員が一定条件下で「医療的ケア」を実施することを認めていただきながら、養護学校への看護師の配置・派遣などの施策を進めていただきますよう要望致します。

平成14年10月 日

日本小児神経学会 理事長 埼中征哉

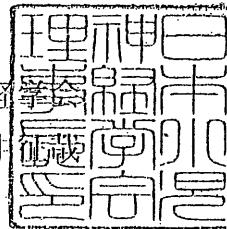
平成 14 年 10 月 21 日

## 要 望 書

厚生労働大臣 坂口 力 殿

日本小児神経学会

理事長 桑中



経管栄養注入・痰の吸引などの「医療的ケア」を要する障害児が学校教育の場において増加しています。日本小児神経学会は、この状況への対応について、別紙のように「見解と提言」をまとめました。

学校において「医療的ケア」を家族以外のスタッフが実施できる体制を整えていくことが、医療・福祉・教育のそれぞれの面から必要とされています。重度重症の児童・生徒の健康管理を養護教諭・一般教職員と連携して行いながら「医療的ケア」を実施していくスタッフとして、看護師の学校への配置・派遣が推進されていく必要があります。それとともに、全国各地で一般教職員が一定条件下での「医療的ケア」を学校で安全に実施しその医療的・福祉的・教育的意義が認められてきたという実績と、看護師のみによる実施では充分に対応しきれないという現実を踏まえて、医師の管理・指導のもとに一般教職員が一定条件下で看護師と連携して「医療的ケア」を実施することが認められる必要があると考えます。

重度障害の子どもたちとその家族の、生活の安定や充実と医療・福祉・教育の向上のために、現実を直視し実績を尊重し将来を総体的に見据えた施策が求められていると存じます。本学会の見解と提言を御検討いただき、学校の一般教職員が一定条件下で「医療的ケア」を実施することを認めていただきながら、養護学校への看護師の配置・派遣などの施策を進めていただきますよう要望致します。

平成 15 年 1 月 31 日

厚生労働大臣 坂口 力 様

社会福祉法人

全国重症心身障害児（者）を守る会

会長 北浦 雅子



### 養護学校における医療的ケアについて（要望）

現在、養護学校には、痰の吸引等の医療的ケアが必要な子どもたちが多く通っています。

しかし、その体制がないために保護者（母親）が付き添わないと通学が認められず、必要に応じて吸引等を行うために待機しているのが実態であります。

親（家族）の人たちは、自宅での介護とともに、養護学校における付き添いの負担により、その肉体的・精神的疲労には厳しいものがあります。

このため当会では、養護学校における医療的ケアの体制整備の実現を毎年の全国大会の要望として、訴え続けているところです。

つきましては、事情ご賢察され下記にご配慮賜りたくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 養護学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、医師の指示を受けた看護士の管理のもと、研修を受けた教職員等一定の要件を満たした者が吸引等の行為を行うことを認めていただきたいこと。

以上

平成15年7月1日

## 平成16年度予算要望

### 養護学校における医療的ケアについて（要望）

社会福祉法人  
全国重症心身障害児(者)を守る会

- 一、 養護学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、  
医師の指示を受けた看護師の管理のもと、研修を受けた教職員等  
一定の要件を満たした者が吸引等の行為を行うことを認めていた  
だきたいこと。